

小樽市ふるさとまちづくり協働事業  
助成対象経費 Q&A(令和4年度版)

小樽市 生活環境部 生活安全課

## 【はじめに】

当該 Q&A は、小樽市ふるさとまちづくり協働事業に対して、皆様から頂くご質問の中から、特に多いものを掲載いたしました。

協働事業の助成金交付申請時や助成決定後の運用の一助となれば幸いです。

なお、この Q&A についてご質問等がありましたら下記までご連絡ください。

### (連絡先)

小樽市生活環境部生活安全課

(住所) 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

(TEL) 0134-32-4111 (内線 226)

(FAX) 0134-22-1345

(E-MAIL) [seikatu-anzen@city.otaru.lg.jp](mailto:seikatu-anzen@city.otaru.lg.jp)

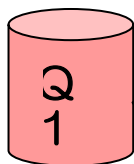
## 1. 目次

No.	質問
1	パンフレット（募集要項）の「応募要件について」に記載されている、「公的団体」とはどのような団体ですか？
2	パンフレット（募集要項）の「応募要件について」に記載されている「恒例行事」とはどのような行事ですか？
3	パンフレット（募集要項）の「助成対象となる経費について」に記載されている「団体の構成員」とは誰を指しますか？
4	助成金の交付決定前から行っている事業で、交付決定前に発生した費用は助成対象経費になりますか？
5	「団体の構成員」以外で、助成対象事業の手伝いをしてくれる方々（ボランティア、アルバイト等）に対する日当（もしくは謝礼）は助成対象経費になりますか？
6	助成事業に必要な「講師」や「司会者」などへの謝礼は助成対象経費になりますか？
7	「団体の構成員」及び助成対象事業の手伝いをしてくれる方々（ボランティア等）に対する交通費は、助成事業当日及び当日以外（準備など）の両方とも助成対象経費になりますか？
8	助成事業で使用する衣装、小物類、テント、トイレ、発電機等機器のレンタル費用は助成対象経費になりますか？
9	資機材の運搬費（トラックリース代、外部への運搬委託含む）は助成対象経費になりますか？
10	助成事業で使用するスコップやTシャツ、ベスト等の物品の購入は助成対象経費になりますか？
11	助成事業で発生した電気代、水道代は助成対象経費になりますか？

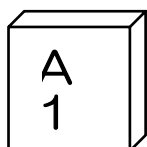
【小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成対象経費 Q&A】

12	助成事業当日に使用する会場使用料及び練習や準備のための会場使用料は助成対象経費になりますか？
13	イベント等の参加者に対する景品は助成対象経費になりますか？
14	助成事業のために作成したポスター、看板、折込チラシ等の経費は助成対象経費になりますか？
15	助成事業実施時の事故発生に備えて保険に入りたいのですが、保険代は助成対象経費になりますか？
16	助成事業で使用する鉛筆、ボールペン、コピー用紙、その他消耗品は助成対象経費になりますか？
17	助成事業のために購入した切手や宅配便の使用、電話、メール、FAX等の通信費用は助成対象経費になりますか？

## 2. Q&A



パンフレット（募集要項）の「応募要件について」に記載されている、「公的団体」とはどのような団体ですか？



「公的団体」とは「国」、「都道府県」及び小樽市以外の市町村（地方公共団体）を指します。

※ 本事業に応募する場合は、市や公的団体から、応募事業に対する「補助」

及

び「助成」を受けていない（予定も含む）必要があります。

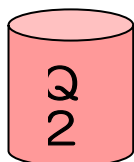
また、応募された事業が助成対象となった後に、市や公的団体から助成事

業

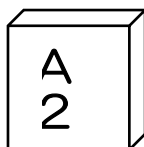
に対する「補助」及び「助成」を受けることとなった場合、協働事業の助

成

と同時に「補助」及び「助成」を受けることはできません。



パンフレット（募集要項）の「応募要件について」に記載されている「恒例行事」とはどのような行事ですか？



「恒例行事」とは盆踊りのような「例年行われている行事」を指します。

【小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成対象経費 Q&A】

※上記の事業応募できませんのでご注意ください。

Q  
3

パンフレット（募集要項）の「助成対象となる経費について」に記載されている「団体の構成員」とは誰を指しますか？

A  
3

「団体の構成員」とは、団体名簿に記載されている方だけを対象とするのではなく、団体名簿に記載されていない方であっても同一の目的をもって、恒常的に活動されている方であれば「団体の構成員」とみなします。

なお、臨時的な場合（ボランティアで一時的に参加する等）は、主催者側ではありますが、「団体の構成員」には含みません。

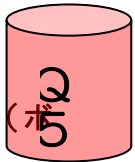
Q  
4

助成金の交付決定前から行っている事業で、交付決定前に発生した費用は助成対象経費になりますか？

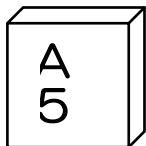
A  
4

助成対象経費になりません。

交付決定後に発生した費用が、助成対象経費となります。

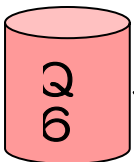


「団体の構成員」以外で、助成対象事業の手伝いをしてくれる方々（ボランティア、アルバイト等）に対する日当（もしくは謝礼）は助成対象経費になりますか？

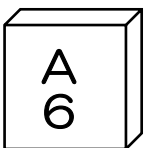


助成対象経費になりません。  
ただし、団体自らが出来ない専門性の高い作業を委託する費用については助成対象経費になる場合がありますので、「生活安全課」にご相談ください。

談



助成事業に必要な「講師」や「司会者」などへの謝礼は助成対象経費になりますか？



助成対象経費となります。  
ただし、謝礼が5万円又は事業費（※）の5分の1のどちらか低い金額を超える部分は助成対象経費になりません。

【小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成対象経費 Q&A】

また、「団体の構成員」が講師や司会を行う場合は、助成対象経費と  
な  
りません。

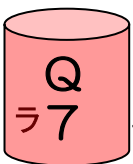
※「事業費」とは事業全体の費用ではなく、「助成対象経費」を指しま  
す。

計算方法は下記を参照してください。

(計算例)

①助成対象経費（講師以外）	・・・	300,000円
②講師代（全額）	・・・	70,000円
③事業費（①+②）	・・・	370,000円
④事業費÷5	・・・	74,000円

②と④を比較し、金額が低い方（この場合②）が通常対象  
となりますが、算出した費用が上限である5万円を超える  
ため、講師等への謝礼に対する助成額は5万となります。



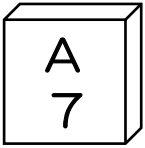
「団体の構成員」及び助成対象事業の手伝いをしてくれる方々（ボ  
ンティア等）に対する交通費は、助成事業当日及び当日以外（準備

な



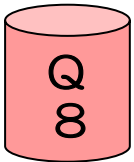
【小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成対象経費 Q&A】

ど) の両方とも助成対象経費になりますか？

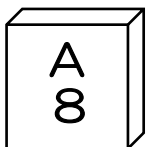


助成事業当日については助成対象経費になります。

当日以外（準備など）に係る交通費は原則、助成対象になりません。



助成事業で使用する衣装、小物類、テント、トイレ、発電機等機器のレンタル費用は助成対象経費になりますか？



助成対象経費になります。

【小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成対象経費 Q&A】

Q  
9

資機材の運搬費（トラックリース代、外部への運搬委託含む）は助成対象経費になりますか？

A  
9

トラックリース代は助成対象経費になりますが、燃料代（油代）は対象になりません。

また、外部への運搬委託については、事業を行う上で、団体自ら対応できない作業内容（専門性の高い作業）である場合に限り助成対象経費になることがありますので、生活安全課にご相談ください。

Q  
10

助成事業で使用するスコップやTシャツ、ベスト等の物品の購入は助成対象経費になりますか？

A  
10

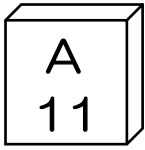
事業の実施に必要な物品の購入は助成対象経費になります。

ただし、大量に購入する場合や高価な物品については助成対象経費としない場合がありますので、「生活安全課」にご相談ください。

Q

助成事業で発生した電気代、水道代は助成対象経費になりますか？

11



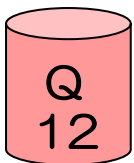
助成対象経費になります。

ただし、事業者が所有している若しくは継続して賃借している建物等で行う場合は、助成対象経費となりません。

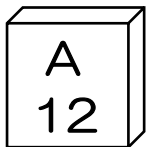
また、「当助成事業で使用した分のみ」ということが明確に判断でき

る

書類（領収書等）が必要となります。



助成事業当日に使用する会場使用料及び練習や準備のための会場使用料は助成対象経費になりますか？



当日の会場使用料については助成対象経費になります。

また、練習のための会場使用料は、1度のみ助成対象経費となりま

す。

2度目以降は助成対象経費となりませんのでご注意ください。

Q  
13

イベント等の参加者に対する景品は助成対象経費になりますか？

A  
13

助成対象経費になりません。

Q  
14

助成事業のために作成したポスター、看板、折込チラシ等の経費は助成対象経費になりますか？

A  
14

助成対象経費になります。

Q  
15

助成事業実施時の事故発生に備えて保険に入りたいのですが、保険代は助成対象経費になりますか？

A  
15

助成対象経費になります。

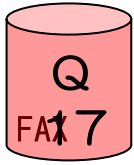
ただし、助成対象となる保険期間は、交付決定を受けた年度に限ります。

Q  
16

助成事業で使用する鉛筆、ボールペン、コピー用紙、その他消耗品は助成対象経費になりますか？

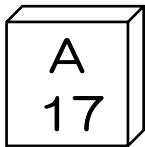
A  
16

助成対象経費になります。



助成事業のために購入した切手や宅配便の使用、電話、メール、

等の通信費用は助成対象経費になりますか？



切手、宅配便は助成対象経費になります。

電話代、メール通信費、FAX 通信費等の通信費は助成対象経費に

な

りません。